

VI 使用料、手数料の改正案概要

使用料及び手数料については、公正な受益者負担の観点から見直しを行うとともに、新たに整備される施設等の使用料の額及び法令の改正により新たに実施する事務に係る手数料の額を定める。

また、奈良県立大学の授業料については、経済的理由により修学が困難な学生を支援するため、授業料減免制度を創設する。

[主な改正例] (現 行) (改正案)

1 使用料

・奈良県産業会館	大ホール (平日、入場料500円以下の場合)	[全日]	新設	55,600円
	展示ホール (平日)	[全日]	新設	32,100円
	経営研修室	[全日]	新設	8,000円
	大会議室	[全日]	新設	30,800円
	特別会議室	[全日]	新設	14,700円
・馬見丘陵公園使用料 (飲食店等)		[1 m ² /月]	新設	2,060円

2 手数料

・汚染土壌処理業許可申請手数料 (更新)			新設	224,000円
	(変更)		新設	222,000円
・飼い犬又は飼いねこの引取り手数料 [1頭又は1匹]			新設	2,000円
・飲料水水質検査手数料	5,700円	→		6,300円
・プール水水質検査手数料	3,800円	→		4,200円